

2021年4月1日

# (株)東京環境測定センターニュース

(No. 221)

令和2年に改正された「大気汚染防止法」と「石綿障害予防規則」が令和3年4月1日より施行されます。

それに伴い環境省ホームページにて、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」が公開されています。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

表・フローチャート・図説・写真を織り交ぜて大変分かりやすく作られています。  
解体・改修工事をご検討の際にぜひご活用ください。

ホームページ上では「■全文」も公開されていますが、全370ページと膨大です。  
下段の「■分割」の表紙・目次で閲覧したい内容が記載されているページをご確認いただき、  
下の各章を開いて閲覧することをお勧めします。

各章の概要は次の通りとなっています。

## 第1章 石綿に関する基礎知識

石綿の科学的特徴・素材としての使用経緯と現況・大気環境における状況・人体に対する健康影響が書かれています。

## 第2章 関係法令の解説

最初に法規制の変遷の説明があり、その後に「大気汚染防止法」・「労働安全衛生法及び石綿障害予防規則」・「その他の関連法令」の順番で説明が書かれています。

「大気汚染防止法」・「労働安全衛生法及び石綿障害予防規則」については、四角囲いの中に条文が書かれ、その下に解説がついています。

長文となっていますが、解説が分かりやすいので、ご一読をお勧めします。

「その他の関連法令」は「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」・「建築基準法」の石綿に関わる内容が要約されています。

## 第3章 用語の定義

本文中で使われている用語の解説です。

## 第4章 建築物等の解体等における飛散防止対策

こちらはさらに5つに分割されています。

1 / 5 「4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要」・「4.2 作業の一般的手順」・「4.3 事前調査」  
・「4.4 作業計画の作成」・「4.5 作業実施等の届出」・「4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲  
示」が記載されています。

建物の解体・改修工事をするにあたって、工事前にすることが書かれています。

2 / 5 ・ 3 / 5 「4.7 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策」・  
「4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない作業に係る石綿飛散防止対策」・「4.9 封じ込め又  
は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策」・「4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊  
な石綿飛散防止対策」が記載されています。

2 / 5 は「4.7 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策」の135ペー  
ジまで、以降は3 / 5 になります。

石綿建材の内、吹付け材等（レベル1）・保温材等（レベル2）の作業手順が書かれています。  
隔離養生や各工程の作業手順が図説・写真付きで分かりやすく書かれています。

4 / 5 「4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策」・「4.12 石綿含有仕上  
塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策」が記載されています。

石綿建材の内、成形板等（レベル3）・仕上塗材の作業手順が書かれています。

隔離養生や各工程の作業手順が図説・写真付きで分かりやすく書かれています。

成形板等の除去作業については、大気汚染防止法・石綿障害予防規則で切断等を伴う作業に  
よる除去が原則認められていません。

185 ページから 193 ページに材料ごとの取外しによる除去作業例が記載されています。

5 / 5 「4.13 解体等にあたりあらかじめ石綿等を除去することが困難な場合」・「4.14 隔離  
を行う場合の作業場内の漏えい確認」・「4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたこと  
の確認及び作業の記録」が記載されています。

作業場への気流の方向の確認の方法が写真付きで記載されているほか、作業の確認・記録で  
は、作業の流れに伴って記録する事項や写真記録が必要な事項がフローチャートで分かりやす  
く説明されています。

## 第5章 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等

空気中の石綿濃度の測定のための採取及び分析の方法が記載されています。

内容については概要のみです。

## 第6章 呼吸用保護具、保護衣

石綿等の除去等の作業で着用する呼吸用保護具及び保護衣についての記載です。

呼吸用保護具の記載が主です。（保護衣は「6.1.4(252・253 ページ)」）

作業内容によつての保護具の選定方法から点検方法・使用上の注意事項が記載されています。

第7章 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における注意事項  
石綿含有吹付け材（レベル1）及び石綿含有保温材・耐火被覆材等（レベル2）が使用されている建築物等で労働者が働く場合に、事業者が行う措置について書かれています。

付録 工事等に係る具体的な事例等です。

特に「付録Ⅱ」から「付録Ⅴ」は除去工事における様々な事例が写真・図説を交えて分かりやすく記載されています。ぜひご参照ください。

また、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版 令和3年3月）」も公開されています。

（アドレスはこちら）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

マニュアル全文と第2版からの改定箇所及び新旧対照表が公開されています。

改定箇所内の文章に下線が引かれている部分は、石綿含有廃棄物の扱いで注意を要する箇所となっています。

こちらも併せてご活用ください。

---

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。